

第850回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年7月5日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 (欠番)	7番 澤田 誠規
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	5番 佐藤 千春	6番 山本 大

4. 欠席者（ 3名）

4番 山本 欣史	8番 西山 成彦
----------	----------

7番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 主査 中田 真由

6. 付議案件

議案第1号	農地法第5条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について

- 議長 6月に入りました。梅雨が待ち遠しいくらいですけど、今日あたりから蒸し蒸しとして、仕事にはちょっと憂鬱な季節になってきました。水分補給等体調管理に努めてください。
- 今日はそんなに案件も少ないですので、スムーズに終わらせたいと思っていますので、よろしく願いいたします。
- 議長 これより、第850回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
- 「議事録署名委員」の指名を行います。2番 山口 一晴 委員、3番 濱田 頼之 委員をお願いします。
- (なお、4番 山本 欣史 委員、8番 西山 成彦 委員、7番 浦田 久永 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)
- 議長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
- 議案書は1ページになります。
- 受付番号2番。
- 申請場所 所在地 駅東町四丁目 2ページに位置図をつけております。ぱちんこじゃんじゃん宿毛店駐車場西側です。周囲は住居と農地が混在しております。
- 申請者は、現在四万十市内にて借家住まいにつき、自己の住宅を建築することとなり、祖父の所有する土地を無償で借りて住宅を建築するため、本申請地を選定したものです。
- 農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。
- 一般住宅の建築に伴う面積は、合わせて390.00㎡です。資金計画としましては土地造成費が100万円、設計費を含んだ建築費が2,900万円、これら合計3,000万円を自己資金（銀行融資）で賄うこととしております。
- 農地区分につきましては、宿毛駅から概ね300m以内の距離に位置し、「第3種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。
- ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きます。受付番号2番について、街区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに2番朗読】

6月2日に松本委員と現地行きて、確認をしてきました。そのあと譲渡人さん、だいぶお年を召されていまして、奥さんの方がしっかりと話してくれるということで、奥さんの方に話を聞きました。譲受人はお孫さんに当たるということで、一般住宅を建築するということでした。場所についても問題ないと思います。内容についても間違いのないということでした。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きます。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
受付番号26番及び27番について説明をいたします。議案書は3ページをご覧ください。2件とも再設定です。

受付番号26番についてご説明いたします。こちらは賃貸借です。
場所は大字黒川です。高知西南中核工業団地と中筋川の間にある農地のうちの8筆です。田では水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号27番についてご説明いたします。こちらは使用貸借です。すみません、これ26番の続きで、議案書が13番になっておりますが、27番が正しい番号です。大変失礼いたしました。

場所は大字黒川です。井垣自動車付近の農地のうちの11筆です。
田では水稻を作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号26番及び27番について、黒川地区担当の自分の方から説明をします。

○岩本委員 **【議案書をもとに26番及び27番朗読】**
今月の初めに借受人2人には井垣推進委員が直接会って確認をしております。貸付人2人にはまた会ったり、電話する機会がある時に確認することのことで、連絡は取っておりません。再設定ですので問題はないと思います。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 ありません。

- 議長 　　どうぞ。
- 澤田委員 　　27番の借受人は、令和14年になったら83歳になるけど、やる前提で？
- 井垣委員 　　10年で？って確認しましたが、はいそうですとのこと。
- 澤田委員 　　わかりました。
- 小島委員 　　まだ大丈夫よ、借受人は俺より下やもん。
- 寺田委員 　　いいですか。この94㎡とか54㎡とか小さな単位なんやけど、実際問題
　　どのような拘束をやるんですかね。素人やけん分からんけど。
- 議長 　　はっきりは聞いてないけど、番地だけ違うやか。やけん、畔取ってか
　　ら1つにしちょうがやと思う。
- 寺田委員 　　そうせんとどうしようもないわね。もしこれ満期になった場合、返還す
　　る場合は畔をまた作り直すということですか。
- 議長 　　そうやね、引き継ぐ場合は畔を無しで引き継ぐか、もう一切。
- 小島委員 　　分けたら誰っちゃ作ってくれなね。戻したら。だってもうよう分けんろ
　　う。圃場整理したら。切図しかないがやけん。
- 濱田委員 　　1枚にしちよった方が。
- 小島委員 　　まあ1枚じゃないろうけどね、3枚か4枚か。
- 議長 　　次は荒れるろう。もう仕方ないけど。
- 議長 　　ほかにありませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議長 　　これより採決をいたします。

議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第2号」2件は、市に通知することに決しました。

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはあります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 協議事項は非農地証明が1件出ておりますので、こちらについて事務局から報告します。議案書は4ページになります。

本来でしたら、担当委員に現地調査を依頼するところですが、本案件については、申請地が沖の島という離島・遠隔地であり、時期的に悪天候による定期船の欠航も多くあること、また、現地調査において沖の島内での交通手段の確保が難しいことなど、諸事情を考慮し、担当委員に代わり事務局において、宿毛市役所沖の島支所職員の協力をいただき、現地調査を行うことといたしましたので報告します。

それでは内容です。受付番号9番。所在地は沖の島町母島。登記地目 田1筆です。5ページに位置図をつけております。

【議案書をもとに受付番号9番朗読】

なお、こちら参考までに、今後の利用についてですけど、今年3月末まで地域おこし協力隊として活動しておりました島民が、沖の島において塩を作る取り組みを進めているそうです。こちらの塩、いわゆる製塩施設を作る計画があり、島内で適地を探していたところ、この度海沿いで日当たりが良い本申請地を選定したものです。

申請者には、先週6月3日(金)、事務局から電話にて内容の確認を行い、お話を聞きましたところ、沖の島を離れて約40年近く経っており、一度も戻ったことがなく、土地はそのままにしておりました。土地の利用につきまして、地域のために少しでも役立てていただければと話しておりました。

内容に間違いはないので審査のほどよろしくお願ひいたします。との事です。以上につき、農地への復帰は困難かと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○濱田委員 この非農地、●●君、彼が塩をやるということ、ここでやるいうこと？

○事務局長 ここで、製塩施設を建てるという計画があるそうです。なかなか静観な所がないので、探していたところここがたまたま港の口でもあるし、道路のそばでもあるし、ちょうどよかったというところだす。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということだすので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと申うことだすので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①県に送付した結果について)

県に報告した結果の報告について転用の関係2件ありますので、報告いたします。

まず1件目、第847回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第5条申請(受付番号13番)については、県に意見を付して送付してありましたが、県より許可の決定がありましたのでお知らせいたします。

※平田町戸内(車岡)(一般住宅の建築・令和4年5月26日付け)

続いて、もう1件。第848回宿毛市農業委員会会議で承認となった、農地法第4条申請（受付番号1番）について、県に意見を付しておりますが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

※山奈町山田（土居ノ内）（個人墓地の設置・令和4年5月13日付け）

○事務局長 (②「農業委員会による最適化活動の推進等について」への対応について)

続いて私の方から、「農業委員会による最適化活動の推進等について」の対応について、少しお時間いただいて、今日はこれがメインといたらあれですが、説明させていただきます。お手元にカラーの水色のこちらの部分と、別紙様式1、ホッチキスで留めております「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご準備いただきたいと思います。こちらについて説明します。5月の定例会で説明をしておりまして、その続きとなります。

国では、農業経営基盤強化促進法の改正による人・農地プランの法制化や、農地の所有者や耕作者の意向把握による目標地図の作成など、農地利用の最適化推進について、大幅な見直しを行っておりまして、農業委員会の果たす役割は、ますます重要となってきており、各委員の皆さまの最適化活動についても、1人当たりの1か月の活動日数の目標設定や活動が見えるような記録の保存、そういった通知が届いております。

これから別紙様式1について簡単に説明しますが、こちらについては最初の1ページは農業委員会の状況になっておりますけれども、事務局が把握しております直近の数値、あとは5年に一度の農林業センサスという統計調査がありましたが、そちらの内容で人数や面積が出ております。それを拾い集めて入力したものです。これはまた目を通していただきたいと思います。

続きまして、ページめくって2ページ目をお願いいたします。「Ⅱ最適化活動の目標」、1. 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積についてと色々ありますけれども、2番目の目標の所に集積率58%という数字がございます。これがどこから来ているかと言いますと、高知県が示している高知県内全体の集積目標ということで、令和11年度までに58%とされており、その集積率を記載しております。

次にその下(2) 遊休農地の解消については、目標を立てなさいということですので、遊休農地の解消面積は2haということを入れております。

続いて、ページめくっていただいて3ページ目ですね、こちら(3) 新規参入の促進というところがございます。これまでは、新規参入件数や新規参入面積での目標設定ではありましたが、内容が変更になりまして、国

が指定する過去3年間の農地の権利移動、利用権設定とかのことを指しますけど、こちらの平均の1割相当を新規参入者への貸付農地として公表する。という内容になっておりまして、1.7ha設定しております。

続きまして、その下です、2. 最適化活動の活動目標についてですが、この部分は国から新たに示され、内容が大きく変更となった部分になります。先月の定例会でちょっと出ましたけど、(1) 推進委員等（これは委員全員を指します）が最適化活動を行う日数目標として、委員1人当たりの活動を、月6日程度とするほか、(2) 活動強化月間の設定目標、年3回の設定、11月から1月と入れておりますけれども、それから(3) 新規参入相談会への参加目標、これは農政担当する者に、産業振興課の協力を得てそちらへの参加を1名以上、1回の参加、として設定されております。

(1) につきましては、委員の活動に応じて支払われる最適化活動交付金とも関連がございます。先月の定例会において活動記録簿の記載方法について説明をしたところですが、1人でも活動が0日の月があると、市農業委員会全体として交付金が交付されないとか、最低月6日以上最適化活動が必要であるとの説明をしたかと思えます。

○川島委員 ちょっと待って。かまんかね。1人当たり月6日いうて、出る人おるか？
ここで。

○事務局長 後ほど、その部分の説明を、きれいにイメージ、シミュレーションして
ますので、中田さんの方から説明いたします。

今回こちらの目標を設定するにあたり、高知県及び高知県農業会議から、市道に沿った形で目標設定したところですよ。

詳しくは、後ほど中田職員の方から配布しております資料を元にご案内させていただきます。

今年度は初めての内容で、このように具体的に示されていない部分もありますが、分かり次第お知らせしながら、まずはとりあえずこの形で、今年はまだ6月ということで、半分前半終わりました。残り半分ということで、今後残りの部分、こういうことで、なんせ事務局も皆初めてのことで、ケアしながらサポートしながら進めて行きたいと思えます。

最後になりますが、私からの説明は、カラーの、推進等についての内容の1. 目標設定の中の農業委員会全体としての部分を指しております。

これから中田職員の方からは、本日の定例会の議案と、ちょっと量がたくさんありますが、同封しております、推進委員等の目標、これから説明いたしますが、委員1人1人の分、去年令和3年度の実績、記録を出し

ていただいておりますが、それを今度の活動記録簿の書き方に対応する形で読み替えて、こういうことをそのままやったらどうなるか、ご提案をさせていただきます。そういうことを踏まえて、皆さんそれぞれ内容全部違いますので、送っております。それを説明するに当たり、宿毛太郎さんという例を作って、この後中田職員の方から説明をいたしますので、又聞いていただけたらと思います。私の方からは以上です。

○事務局員 私の方から、説明に入らせていただきます。

5月の定例会にて、事務局より「農業委員会による最適化活動の推進等について」への対応に伴う活動記録簿の記入の仕方について、農林水産省からの通知に基づき説明をいたしましたが、通知内容について事務局の理解不足により委員の皆さまへの説明が不十分であったこと誠に申し訳ありませんでした。

なお、定例会にて皆さまから頂戴しました貴重なご意見は、現場からの声として高知県農業会議へその旨報告をさせていただきました。

事務局では定例会終了後、農林水産省からの通知内容を改めて確認するとともに、各委員の昨年度の活動記録簿を確認し、日頃から皆さまが行っている活動と、このたびの「農業委員会による最適化活動の推進等」に伴う農林水産省からの通知内容を踏まえ、あわせて、委員それぞれの事情を鑑み具体的にどのような活動が該当するのか事務局で案を作成しました。今日は新たな活動記録簿の記入方法について、活動内容や個別の事例を通じて具体的に説明いたします。

それでは、はじめに事前に送付しております資料のうち【例】宿毛太郎委員 令和3年度 活動記録簿履歴、こちら活動記録の一覧表と、大きなA3の資料がありますが、【例】宿毛太郎委員 活動記録簿 日数について2つを使って順番にご説明いたします。

まず初めに説明した【例】宿毛太郎委員 令和3年度 活動記録簿履歴、こちらが1年間の活動を一覧にしたものです。それを元に、次のページの【例】宿毛太郎委員 活動記録簿 日数について（A3）作成しております。この資料には1か月ごとの活動内容と日数をまとめました。皆さまの活動内容を総括して反映しております。1月の合計日数が右端から2番目の所になりますが、一番少なくても8日、一番多くても11日あるかと思っております。次に右隣の平均日数で9.6日あり、月6日以上はクリアしております。活動内容についてですが、定例会後打合せから内容を書いた部分が上部に

ありますが、定例会後打合せから表の中央にある二重線より左の項目については、皆さま共通してご報告いただきたい項目です。それより右側の項目につきましては、その業務を行った際に、随時ご記入いただければ、活動としてカウントしますのでご記入のほど、よろしく願いいたします。ここは全員が必ずあるという訳ではないので、二重線より左側の項目を重点的にご記入ください。項目の分類についても、例えば定例会後の打合せの下に 2-③と書いております。それが活動記録簿に項目を記入する欄がありますが、ここに項目、どれに当たるかということ事務局にてあてはめましたので、分類の際にご参考にいただければと思います。

皆さま、一番気がかりになっているのが、活動記録簿の記入のしかたについてだと思います。ここで、実際の活動内容に照らし合わせて、説明いたします。

まずは、A3の資料をご覧ください。1か月の業務の流れに沿ってみると、まず一番左側にあるのが、月初めに定例会がありますので、定例会後の打ち合わせがあります。こちら、皆さまにお配りした書類上では打ち合わせとしておりますが、実際には定例会の中で、農地利用最適化推進の活動について、関係機関（高知県農業公社や高知県農業会議）の担当者に来ていただきご説明いただくことや、事務局が皆様からのご質問を受け付けるといったことを想定しております。その内容を記入下さい。定例会に出席いただければ、活動日数に1日とカウントしますので、その時に農地利用最適化推進について取り組んだことを、今までは定例会出席とのみ書いていただいていたところ、農地利用最適化の取り組みについて軽くで構いませんのでご記入いただければと思います。

次の活動について進みたいと思います。次に順番前後しますが、表の中央、二重線の手前、経営圃場・担当地区の見守りを週1回お願いします。自分の農地がある方については、自宅までの往復、近隣の農地の様子を確認ください。農地を持っていない方につきましては、担当地区の農地の見守りをお願いします。時間は5分でも構いませんので、自宅近辺等の確認しやすいところを確認いただきたいと思います。

続きまして、次の項目に入りますが、左から2番目、担当議案話し合い、これについては議案書送付後担当地区の議案がある場合に、委員同士で連絡を取り合っておりますが、それがこれに当たります。

続いて次の項目、左から4番目の現地確認について、これは定例会議案についての現地確認になります。

そして最後に左から3番目、1月のとりまとめをしていただきます。

これら全てを行うと、一番活動日が少ない7月の場合でも、8日活動し

たことになり、6日以上という要件は満たすことは可能です。

ここで、具体的に例を挙げて、活動記録簿の記入のしかたについて説明したいと思います。

カラー印刷の別紙様式2 農業委員会活動記録簿（青字で記載されたもの）に記入例がありますので、こちらをご確認下さい。

一番初めに4月5日の定例会がありますが、今年度からは、先ほどお伝えした通り定例会開催時に農地利用最適化推進の活動について、取り組みをする予定ですので、その内容について記入をお願いいたします。記入方法は、別紙様式2、1ページ目の上半分をご覧ください。ここに、日時、活動時間、項目、場所、会議名、属性、詳細について青い文字で記載があります。会議名、詳細の所に仮に「打ち合わせ」と書いてありますが、この部分については、実際行った内容にご変更ください。

次に、週1回の経営圃場・担当地区の見回りについて、1ページ目の下半分に例がありますので、同様にご記入下さい。

続いて、裏面、2ページ目をご覧ください。こちら上半分につきましては、次の定例会で担当地区の議案があった場合、同じ地区の委員同士で現地確認等の打ち合わせをするかと思いますが、その際の記入の仕方になります。日付が4月8日となっておりますが、正しくは4月28日です。申し訳ありません。担当地区の議案があった場合、活動としてカウントしたいと思いますので、恐らく電話等で確認するかと思いますが、この件についても皆さま忘れずにご記入下さい。

続きまして、同じページの下半分につきましては、説明いたします。こちらは議案送付後打合せをし、現地確認した時の記入についてです。日時について4月28日となっておりますが、29日に訂正してください。複数の日に分けて現地確認した際は、日ごとに分けて報告をお願いいたします。

最後に、次のページ3ページ目、上半分についてですが、月末に1か月の取り組みについて、取りまとめをお願いいたします。1か月の活動内容について、記入漏れがないか、最終チェックをお願いいたします。

以降の記入例につきましては、農地パトロール・定例会の日等複数の活動を行った際の記入例や、新規就農者、新規参入者への相談対応、農地の出し手・受け手の利用調整、遊休農地活用の相談活動について、一通りまとめております。該当の活動があった場合は、参考にしていただき、ご記入をお願いいたします。

以上、活動記録簿の記入のしかたについて説明いたしました。冒頭申し

上げましたが、各委員の昨年度の活動記録簿から委員それぞれの事情を鑑み、事務局にて新たに活動記録簿の案を作成して議案と同封して配布しております。今後は本日の説明を踏まえ活動内容に応じて記録簿へ記入していくこととなりますが、記入方法が分からない場合は事務局までその都度ご相談ください。

農業委員会としては、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みを行っていくことが必要であり、実施にあたって意思統一、認識の共有を図る必要があります。最適化活動の推進等について、皆さまのご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

- 議長 どうでしょう。今の説明に対して意見があれば。
- 川島委員 昨日言いよったがやけんども、いちいちつけたりするの、こたわんで。もうわしらも疲れたわ。
- 小島委員 見回りとかの週1回、農地パトロールのが、内容は変わらんということながやけんども、時間というものはどれほど拘束、10分で回ってでも1日カウントできるが？確認しちょうが？ずいぶんおかしな話よね。
- 事務局員 県の農業会議にその件も確認を取ったのですが、とりあえず活動を記録してもらいたい、取り組みが見えるような形になったらいいということで、時間についてもどれくらい取り組んだらいいですか？と確認したのですが、少しでもやってもらいたいという話だったので、5分でも構わないということです。もしそれ以上できるのなら、それで構わないですし。
- 小島委員 結局担当地区が自宅から近い人と遠い人もあって、それぞれ往復時間が当然違うわね。それはそれぞれの構成でいうことですかまんが？
- 事務局員 そうですね。
- 濱田委員 現地に行って、その話ししよって、それだけが対象になるがか、40分も50分もかかって出井の奥らに行った時間も対象になるが？
- 議長 道中も込み込みにしましょう。

- 濱田委員 細かいけど、燃料もかかる。ちょこっと隣の地区行くがと、出井ら行ったら帰ってくるがに1時間半かかるけん。向こうで話すがは10分ばかもしれんけん。同じ地区見るがと遠くいくがとは違うけん、どうなが？
- 事務局員 それは込み込みで、家出てからの時間を書いてもらえれば。
- 濱田委員 5分も1時間も関係ないが？
- 小島委員 そりゃ、公務中よ。それやったら毎日つけらね。
- 山本(大)委員 1つかまん？この取りまとめ、県に報告するというけど、取りまとめた内容のみ報告するということ？
- 事務局員 皆さんが報告されたそのものが県に行くわけじゃなくて、参考にさせていただいて、取りまとめしものを報告します。
- 山本(大)委員 それともう1件は、定例会で10分という記入例があるがやけど、これも無論みんなで統一した時間にせんでかまんということやろか？
- 事務局員 そうですね、そこは。その時によって変わるので。
- 小島委員 結局2時間やろうと10分やろうと1カウントということやけん、書いちゃったらええが。
- 事務局員 定例会後の打合せについては、事務局の方で指示をさせていただきたいと思います。
- 井垣委員 例えば、今日みたいに年金の会がある場合は、新たにつけるがですか。それとも1枠の中に定例会、年金のいうて書くがですか。
- 事務局員 結局、例えばいろいろな内容を1日で行ったとしても、活動日自体は1日とカウントされますので、いろいろ項目が、定例会出て、打ち合わせして。
- 井垣委員 現場が違う時に同じ日に2か所回ったとしたら、1枠に書かないかん言

うたやないですか。

○事務局員　　こないだの説明は事務局が現状を把握していなかったもので、申し訳なかったがですけど、基本的に1日で行う内容については、1枠あるでしょう？そこに全部1日何をしたか、例えば現地確認したとか、電話確認したとかあると思いますが、これをその1つの枠の中に、その1日何をしたかを書いていただければ、全部込み込みで1日の活動としてカウントとなるので、同じ日だったらそこに全部書いてください。

○議長　　分からんことがあったら、後日にしてもらえませんか。長々となるので。

○事務局員　　今月から構いませんので、今月から書いてもろうてうちの方で確認したいと思います。

○事務局長　　長い説明になって申し訳ございません。なんせ初めての取り組みということで、委員さんにもご迷惑をおかけしますが、この部分残りの期間、半年を切ったんですが、事務局もサポートさせていただきます。また、追って委員さん個別にお話しさせていただくこともあるかと思っておりますので、その時にお話をさせていただきたいと思います。今日のところは申し訳ありませんが、以上とさせていただきたいと思います。また、引き続き説明する機会を設けたいと思います。以上です。

○事務局員　　**(③次回会議の日程について)**

次回会議の日程についてお知らせします。次回は7月5日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は6月10日(金)で、議案送付は6月28日(火)の予定です。

○議長　　ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第850回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年6月6日

会 長 菅本 誠司

農業委員 山口 晴

農業委員 渡田 頼之